

情報公開条例及び個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3 月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第17号

情報公開条例及び個人情報保護条例の一部を改正する条例

(情報公開条例の一部改正)

第1条 情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(行政文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関（公安委員会及び警察本部長を除く。）は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人又は岩手県土地開発公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>オ 県、<u>国</u>若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は岩手県土地開発公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p> <p>2 [略]</p>	<p>(行政文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関（公安委員会及び警察本部長を除く。）は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人又は岩手県土地開発公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>オ 県若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は岩手県土地開発公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(個人情報保護条例の一部改正)

第2条 個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(個人情報の開示義務)</p> <p>第12条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>カ <u>県、国</u>若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p>	<p>(個人情報の開示義務)</p> <p>第12条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>カ 県若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。